

富山市富山地区ビーチボール協会規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は富山市富山地区ビーチボール協会（以下「本会」）と称する。
- 第2条 本会の事務局は会長の指定する場所におく。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は富山地区ビーチボール愛好者の綿密な連絡調整と協会体制を確立しビーチボールの健全な普及発展と会員の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 各種大会の開催
 - (2) 各種講習会及び研修会の実施
 - (3) 加盟団体相互の連絡
 - (4) その他目的遂行に必要な事項

第3章 組 織

- 第5条 本会は選手登録規定に基づく会員により組織する。

第4章 役 員

- 第6条 本会には次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	若干名
理 事 長	1名	副理事長	若干名
常任理事	若干名	理 事	若干名
評 議 員	若干名	監 事	2名

- 第7条 本会役員の任期は2年とする、但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期とする。

- 第8条 本会の役員は次の通りである。

- (1) 会長及び副会長は常任理事会で推挙し総会で選出する
- (2) 常任理事会及び監事は加盟団体及び会長が推挙するものの中から選出する
- (3) 理事長及び副理事長は常任理事の互選により会長が委嘱する
- (4) 理事は各地区から1名選出する
- (5) 評議員は所属する校下より1名選出する

第 9 条 本会役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会代表して会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する
- (3) 理事長は会長の命を受け会務を取りまとめる
- (4) 副理事長は理事長を補佐し事故あるときはその職務を代行する
- (5) 常任理事は常任理事会を組織し主として理事会等に提案する事項を検討する
- (6) 理事は本会の会務を遂行する
- (7) 監事は本会の会計事務を監査する
- (8) 評議委員は総会において本会の重要事項を決議する

第 10 条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る

- (1) 顧問及び相談役は常任理事会の議を得て会長が委嘱する

第 5 章 会 議

第 11 条 本会会議は総会と常任理事会及び理事会とする。会議はすべて会長が召集しその議長をつとめる。

第 12 条 常任理事会及び理事会は重要事項について協議する。

第 13 条 必要により臨時総会を開く事が出来る。

第 14 条 本会に部制をおくことが出来る。

第 6 章 会 計

第 15 条 本会の経費は会費・補助費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる

附 則

- 1 本規約は昭和 63 年 4 月 17 日より施行する。
- 2 本規約は平成 3 年 9 月 19 日改正 (名称の改正)
- 3 本規約は平成 11 年 4 月 11 日改正 (役員 of 改正)
- 4 本規約は平成 14 年 4 月 1 日改正 (登録規定の改正)
- 5 本規約は平成 15 年 11 月 22 日改正 (規約の改正)
- 6 本規約は平成 17 年 4 月 3 日改正 (名称の改正)
- 7 本規約は平成 18 年 4 月 2 日改正 (名称の改正)